

15-1 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

最終改正 令和元年6月消防第12号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防災第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、

イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のトップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等）

う。以下同じ。)

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)までにかかわらず、災害等により、消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災
- (イ) 林野火災
 - a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
 - b 空中消火を要請又は実施したもの
 - c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- (ウ) 交通機関の火災
 - a 航空機火災
 - b タンカー火災
 - c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
 - d トンネル内車両火災
 - e 列車火災
- (エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

 - ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

 - ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- (ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃

に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者名	

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮圧日時) 鎮火日時 (月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 死者の生じた理由 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人
建物の概要	構造 建築面積 m² 階層 延べ面積 m²
焼損程度	全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟 計 0 棟 焼損面積 建物焼損床面積 m² 建物焼損表面積 m² 林野焼損面積 a
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他 台 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()						
発生場所							
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕					
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分				
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分				
消防覚知方法	気象状況						
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()						
施設の概要	危険物施設の 区 分						
事故の概要							
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人				
			重症 人 (人)				
			中等症 人 (人)				
			軽症 人 (人)				
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関	出場人員	出場資機材		
			事業所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				そ の 他	人		
					消 防 本 部 (署)	台 人	
					消 防 団	台 人	
					海 上 保 安 庁	人	
					自 衛 隊	人	
		そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)

		第 報	
報告日時		年 月 日 時 分	
都道府県			
市町村 (消防本部名)			
消防庁受信者氏名		報告者名	
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)	
	計 人	{ 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
消防・救急・救助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分		
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害関連死者		人			半壊			棟	床下浸水		棟		
		不明		人		軽傷			人	一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)					(市町村)							
	消防機関等の 活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防団連法第39条に基づく応援消防本部等 について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣 要請の状況														
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策															

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、発知後30分以内）
分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれて
いない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県名 ()

11. *Journal of the American Medical Association*, 2000; 284: 2689-2695.

[illegible]

※ 対象世帯数等を「確認中」の場合、必ず「確認中」と記載すること。

(被害状況即報)

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

15-2 災害報告取扱要領

〔昭和45年 4月10日〕
消防防第246号消防庁長官

最終改正 平成31年4月消防応第28号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

(1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

(2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。

(3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

(1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したこ

とが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48 年法律第82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。

(2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

(3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1 月以上の治療を要する見込みのものとする。

(4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1 月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

(1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

(1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

4 その他

(1) 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22 年法律第26 号）第1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚

園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29条）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公共文教施設」とは公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

- (5) 災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設およびその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
 - (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
 - (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
 - (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
 - (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
 - (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
 - (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
- 7 その他
- 備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都 道 府 県			区 分			被 害		
災 害 名 ・ 確定年月日		月 日 時確定		田	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
報 告 者 名				畑	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
学 校				箇 所				
病 院				箇 所				
道 路				箇 所				
人 的 被 害	死 者	人		橋 り ょ う	箇 所			
	うち 災害関連死者	人		河 川	箇 所			
	行方不明者	人		港 湾	箇 所			
	負傷者	重 傷	人	砂 防	箇 所			
		軽 傷	人		箇 所			
住 家 被 害	全 壊	棟		の	清 掃 施 設	箇 所		
		世帯			崖 く ず れ	箇 所		
		人			鉄 道 不 通	箇 所		
	半 壊	棟			被 害 船 舶	隻		
		世帯			水 道	戸		
		人			電 話	回 線		
	一 部 破 損	棟			電 気	戸		
		世帯			ガ ス	戸		
		人			他	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所	
	床 上 浸 水	棟						
		世帯						
		人						
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世 帯				
	世帯		り 災 者 数	人				
	人		火 災 発 生	建 物	件			
非 住 家	公 共 建 物	棟		危 険 物	件			
	そ の 他	棟		そ の 他	件			

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日			災害名								BT
区分											
人的被害	死者	人									
		うち 災害関連死者	人								
	行方不明者		人								
	負傷者	重傷	人								
		軽傷	人								
住家被害	全壊	棟									
		世帯									
		人									
	半壊	棟									
		世帯									
		人									
	一部破損	棟									
		世帯									
		人									
	床上浸水	棟									
		世帯									
		人									
	床下浸水	棟									
		世帯									
		人									
	非住家	公共建物	棟								
その他		棟									
り災世帯数		世帯									
り災者数		人									
公立文教施設		千円									
農林水産業施設		千円									
公共土木施設		千円									
その他の公共施設		千円									
その他被害		千円									
被害総額		千円									
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日					
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日					
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体				
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体				
消防職員出動延人数		人									
消防団員出動延人数		人									

第3号様式 災害年報

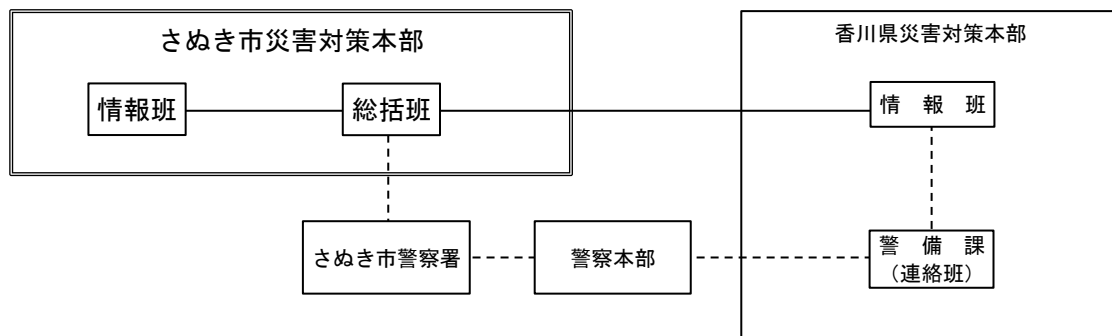
都道府県名

発生年月日			災害名					計
区分								
人的被害	死者	人						
		うち 災害関連死者	人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
床下浸水	棟							
	世帯							
	人							
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
その他	田	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
	畑	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
その他	学校	箇所						
	病院	箇所						
	道路	箇所						
	橋りょう	箇所						
	河川	箇所						
	港湾	箇所						
	砂防	箇所						
	清掃施設	箇所						
	崖くずれ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	被害船舶	隻						
	水道	戸						

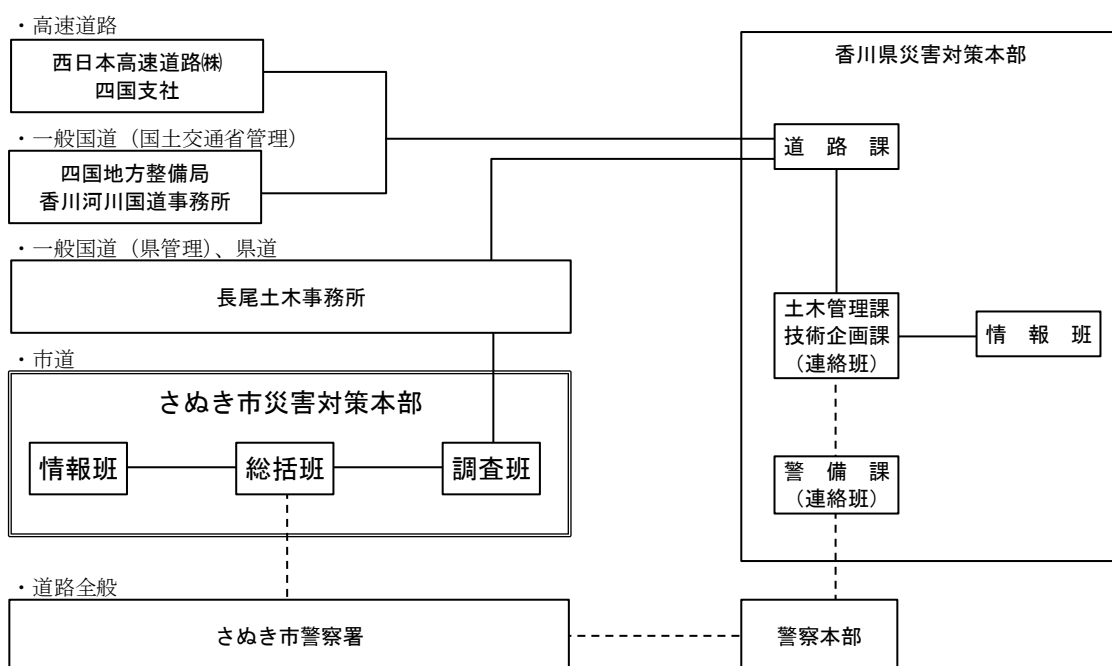
発生年月日			都道府県名					計
災害名								
区分								
電 話		回線						
電 気		戸						
ガ ス		戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建 物	件						
	危 険 物	件						
	そ の 他	件						
り 災 世 帯 数		世帯						
り 災 者 数		人						
公立文教施設		千円	()	()	()	()	()	()
農林水産業施設		千円	()	()	()	()	()	()
公共土木施設		千円	()	()	()	()	()	()
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()
小 計		千円	()	()	()	()	()	()
公共施設被害市町村数		団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
そ の 他		千円						
被 害 総 額		千円						
都 道 府 県 災害対策本部		設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人

1 5 - 3 災害報告詳細系統図

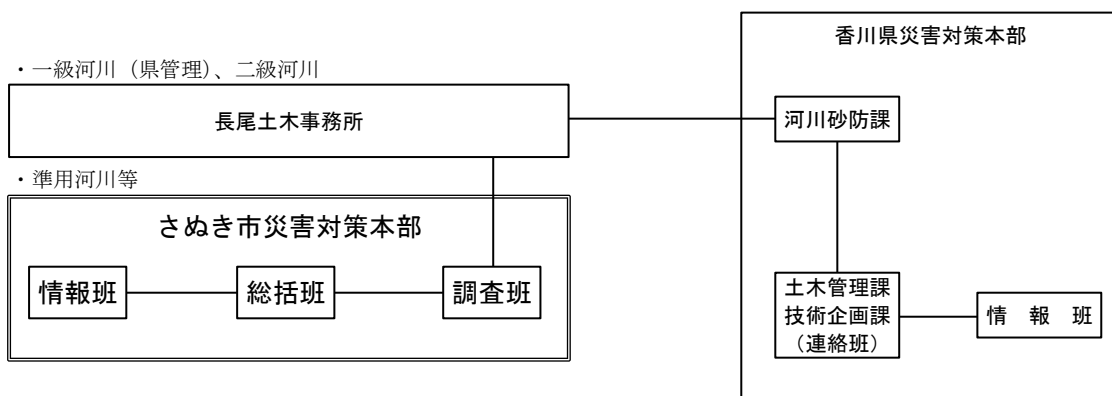
1 人的被害、住家被害



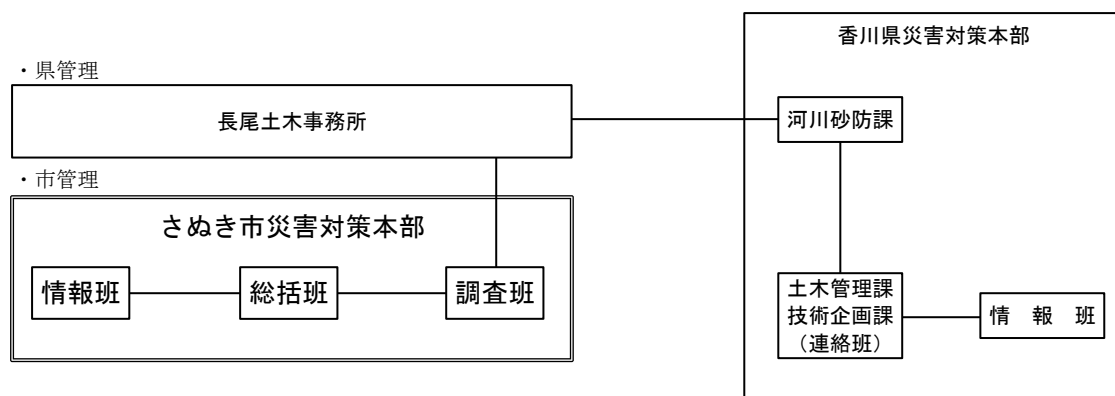
2 道路施設被害



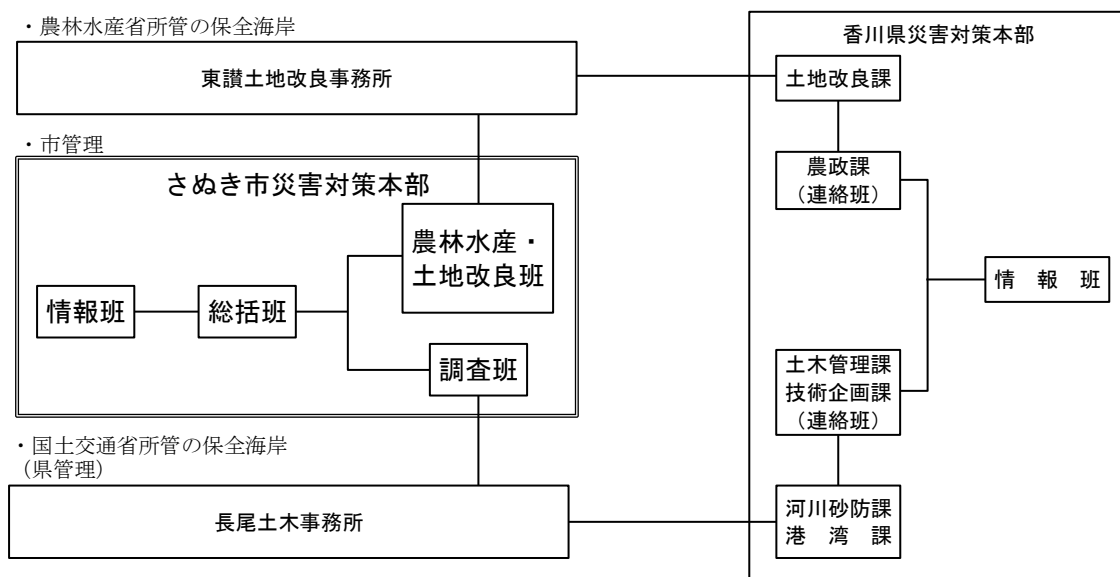
3 河川施設被害



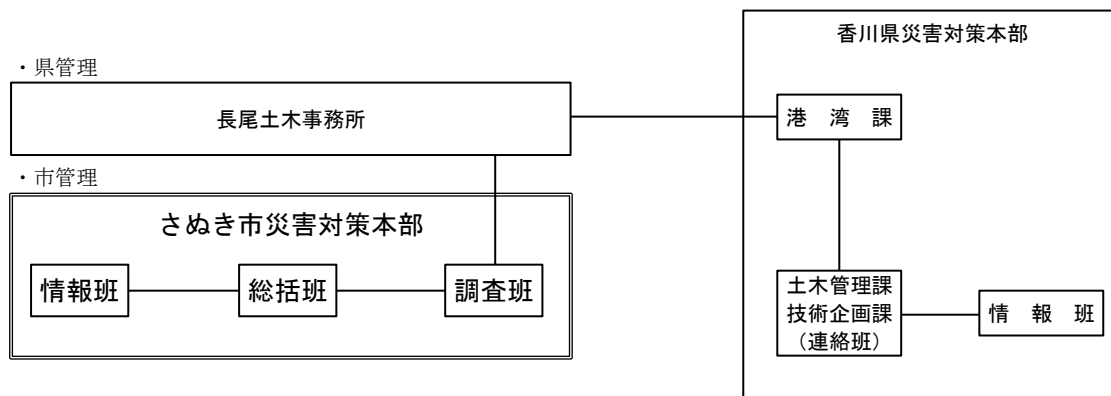
4 砂防施設被害



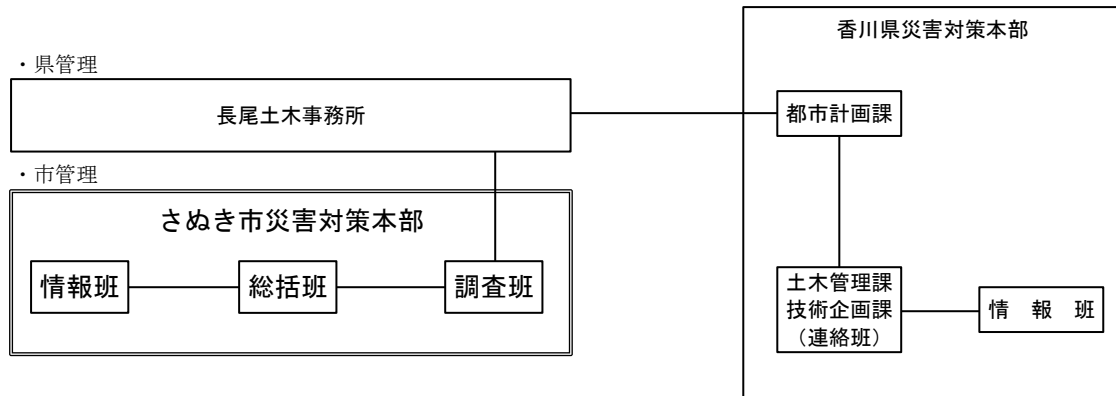
5 海岸施設被害



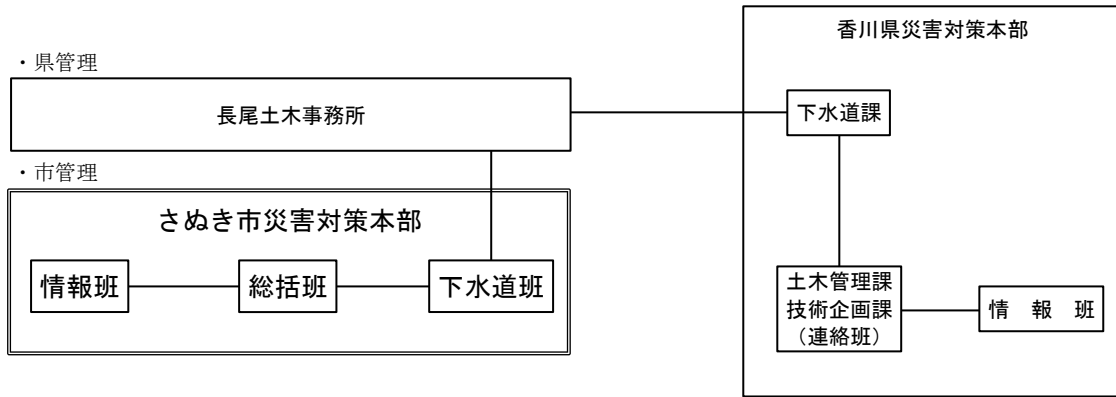
6 港湾施設被害



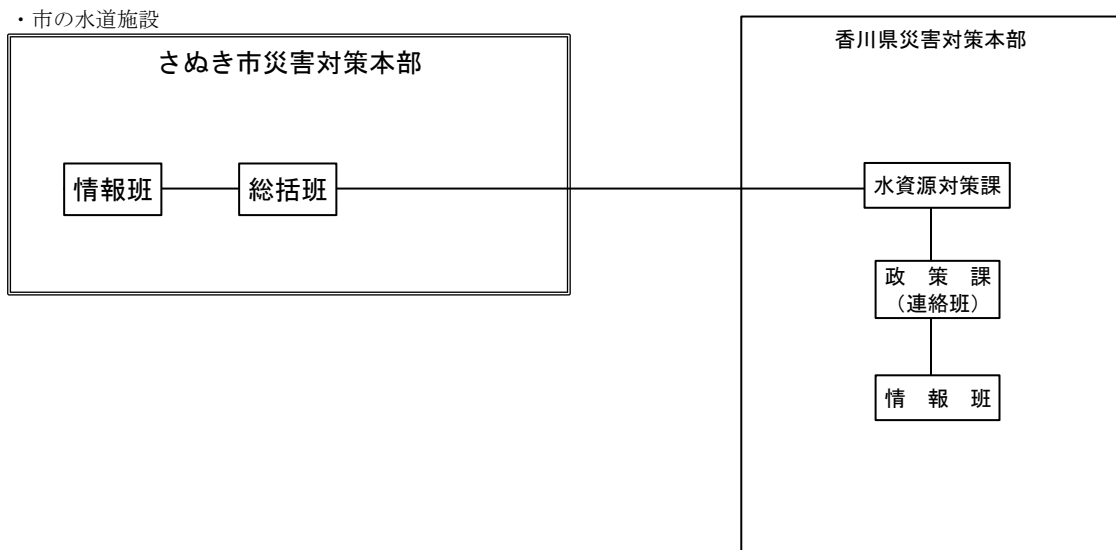
7 都市施設（公園）被害



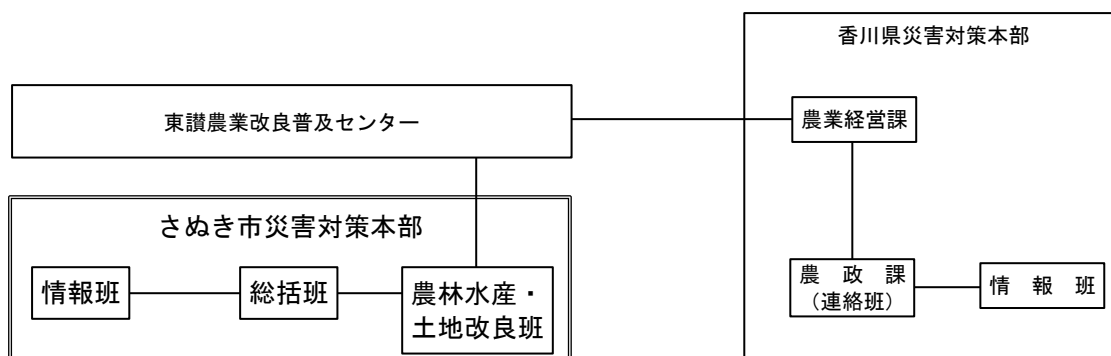
8 下水道施設被害



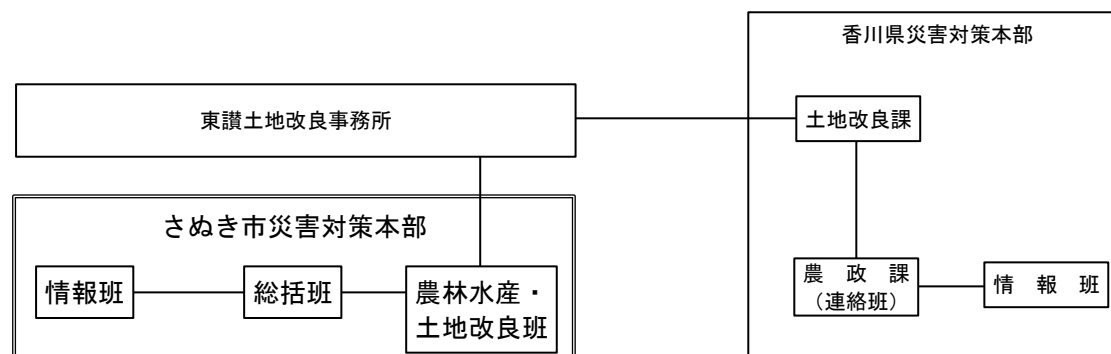
9 水道施設被害



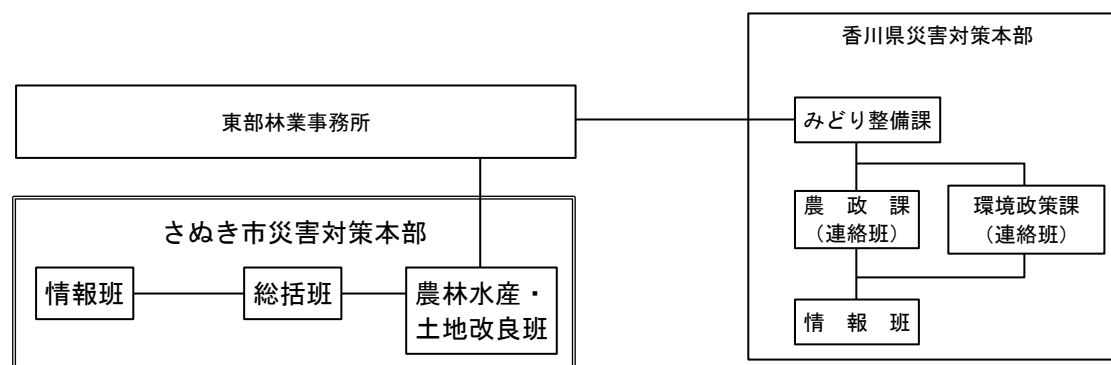
1 0 農産物等被害



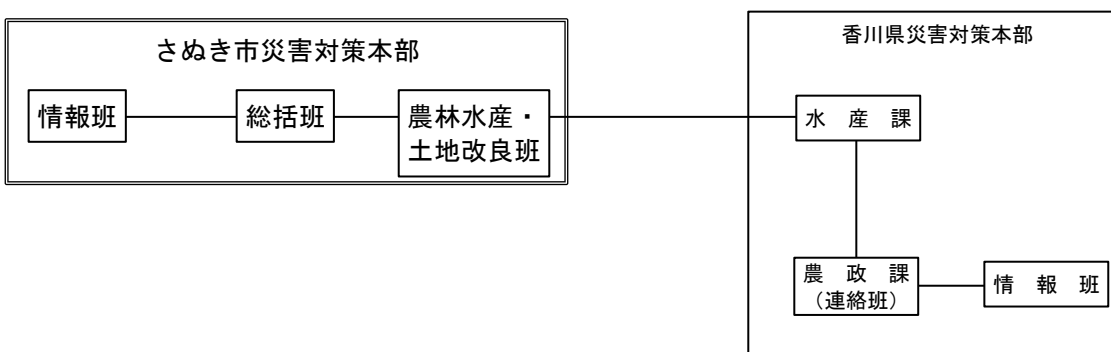
1 1 ため池、農地、農業用施設被害



1 2 治山・林道・林業施設、林産物被害

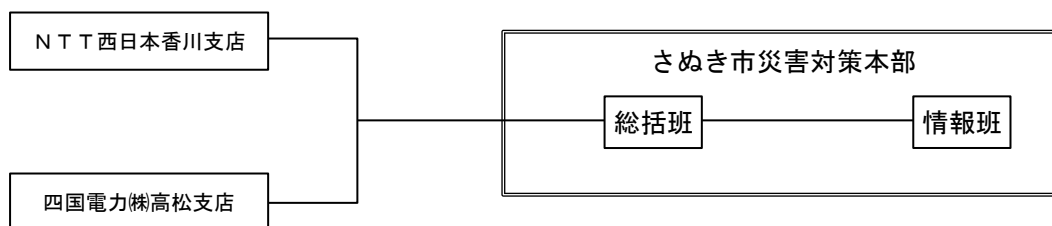


1 3 漁港・漁業施設、水産物被害



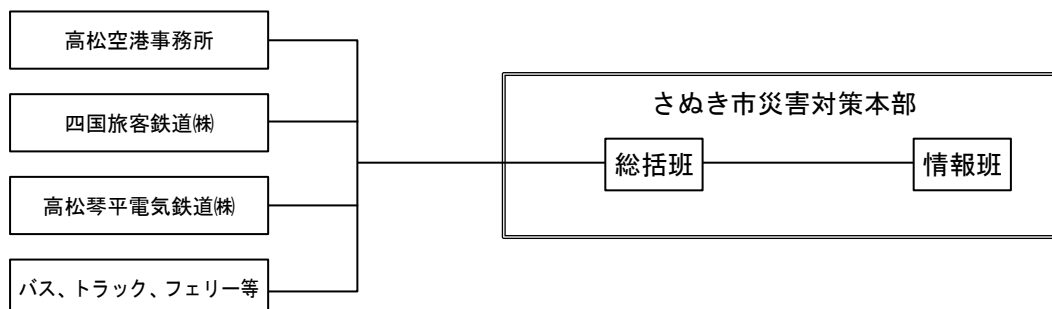
1 4 ライフライン等被害

- ・状況に応じて、総務班から情報収集を行う。



1 5 公共交通機関等被害

- ・状況に応じて、総務班から情報収集を行う。



15-4 災害救助法による災害救助基準

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額				期 間	備 考			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。				災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000 円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費				災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000 円以内とする。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2 年以内			
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額				災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1日1人当たり 1,160 円以内				災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住宅の全半壊(焼)、流失、床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区 分		1人世帯	2人世帯		3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すと計算
		全 壊 全 焼 流 失	夏	18,800	24,200		35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400		56,200	65,700	82,700	11,400
		半 壊 半 焼	夏	6,100	8,300		12,400	15,100	19,000	2,600
			冬	10,000	13,000		18,400	21,900	27,600	3,600
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上			

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死から明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分1世帯当たり次に掲げる額以内とする。 ア イに掲げる世帯以外の世帯 574,000円以内 イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損壊により被害を受けた世帯 300,000円	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（※2）、中学校生徒（※3）及び高等学校等生徒（※4）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小 学 校 児 童 4,500円 中 学 校 生 徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実績に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

種類	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 22,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、 臨床検査技師、臨床工学技 士及び歯科衛生士 15,600円以内 保健師、助産師、看護師、准 看護師 15,700円以内 救命救急士 15,400円以内 土木技術、建築技術者 16,500円以内 大工 21,200円以内 左官 22,000円以内 とび職 21,800円以内	救助の実施 が認められ る期間以内	1 時間外勤務手当は、日 当の額を基礎とし、県の 常勤職員との均衡を考慮 して算定した額以内。 2 旅費は、日当の額を基 礎とし、職員等の旅費に 関する条例（昭和27年香 川県条例第32号）の規定 により定められた額の範 囲内において、県の常勤 職員との均衡を考慮して 算定した額以内。

※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※2 義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。

※3 義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。

※4 高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

1 5 - 5 被災者生活再建支援制度の概要

1 対象となる自然災害

対象災害は、自然災害によるもので、下記に該当する災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

- ⑤ ①～③の区域に隣接し、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

2 対象世帯

上記1の対象となる自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住家の被害程度		全壊 (2①に該当)	半壊→解体 (2②に該当)	長期避難 (2③に該当)	大規模半壊 (2④に該当)
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸 (公営以外)
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4 支援金の支給申請

① 申請窓口

市町

② 申請時の添付書類

ア 基礎支援金

- ・り災証明書
- ・住民票 等

イ 加算支援金

- ・契約書（住宅の購入、賃借等） 等

③ 申請期間

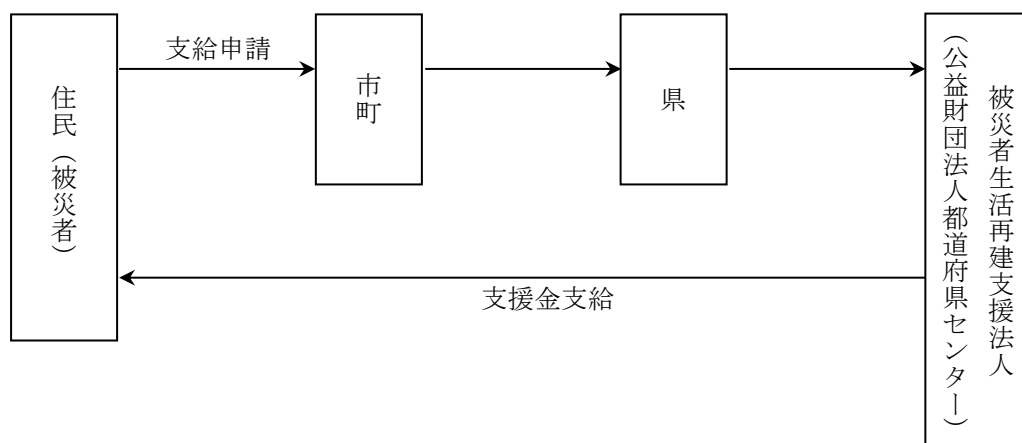
ア 基礎支援金

災害発生日から13月以内

イ 加算支援金

災害発生日から37月以内

5 支援金支給の流れ



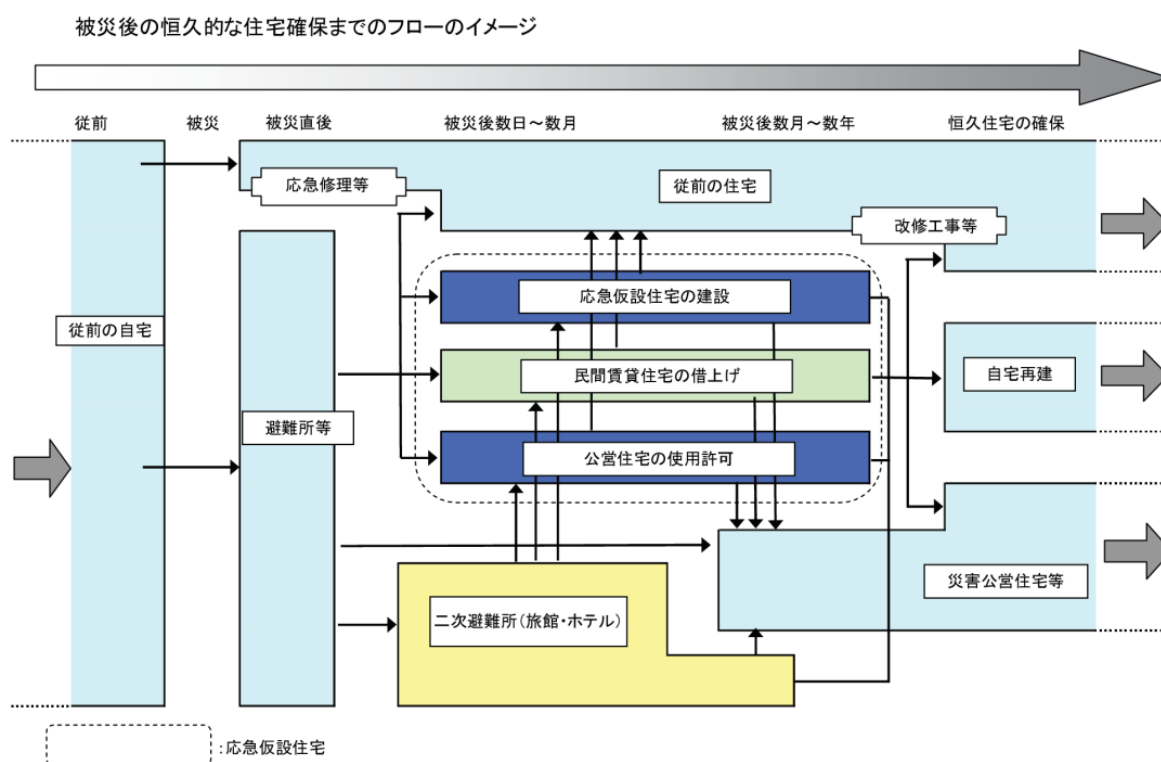
15-6 応急仮設住宅の供給に関する基本方針（香川県）

第1章 基本的な考え方

第1節 応急仮設住宅による対応

（1）応急仮設住宅の趣旨

応急仮設住宅とは、避難所等にいる被災者に早急に入居してもらい、一時的な居住の安定を図るとともに、安定した居住が確保される恒久住宅への転出を早期に実現させて、その役割を終えるべき住宅である。



（2）応急仮設住宅の供与対象者

- 住家が全焼、全壊又は流出した者であること
- 居住する住家がない者であること
- 自らの資力をもってしては、住家を確保することもできない者であること

（3）応急仮設住宅の供与方法

応急仮設住宅の供給方法には、災害発生後に緊急に建設して供与する「応急仮設住宅の建設」と、民間の賃貸住宅を借り上げて供与する「民間賃貸住宅の借上げ」、さらには、地方自治法に基づき公営住宅を一時使用させる「公営住宅の使用許可」がある。

【応急仮設住宅の建設】

- 公共用地又は民地において、新たに仮設住宅を建設し、被災者に提供するもの。
- 応急仮設住宅の規模は、1戸当たり床面積29.7㎡（9坪）を標準とする。
- 応急仮設住宅の費用は、1戸当たり2,401,000円以内とする。（平成25年度基準）
- 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならないが、大規模災害等で現実問題として20日以内に着工できない場合、事前に内閣総理大臣へ協議して必要最小限度

の期間を延長することが認められている。

【民間賃貸住宅の借上げ】

○既存の民間賃貸住宅を借り上げて活用することから、比較的短期間で提供できる。

【公営住宅の使用許可】

○地方自治法に基づき、公営住宅を目的外使用許可する。

※応急仮設住宅の建設は、用地や資材の確保が必要で、時間を要することから、被災者が民間賃貸住宅の借上げや公営住宅の使用許可を希望する場合には、可能な限り、これらを優先することになる。

※なお、建設を中心とすべきと考えられるケースとしては、次のものが考えられる。

- ・一次産業従事者や高齢者等、産業復興の迅速化や地域との結びつきの維持の必要性から被災地を離れることが難しい住民の多い地域。
- ・借上げが可能な民間賃貸住宅の戸数が少ない地域。

(4) 供与主体、期間、管理

○原則、供与主体は県で、市町に委任することができる。（災害救助法第13条第1項）

※県と市町間の事務委任・費用支弁手続き等については災害救助法に拠る。

○供与期間は最長2年間とされるが、この期間は著しく激甚な非常災害を対象とする「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特例措置に関する法律第7条」を適用し、特定行政庁の許可を受けることで、さらに1年ごとに延長できる。

○応急仮設住宅の入居者の選定、修繕等の管理は、市町長が行う。ただし特別な事情がある場合には、当該市町長の協力を得て、知事自ら実施する場合もある。

第2節 その他の対応

◆応急修理

○自宅が半壊又は半焼し、日常生活を営むことができない被災者のうち、自らの資力では住家の修理ができない場合に、修理の費用の一部を県が負担して、自宅を修理することができる。

（県が負担する費用の上限は、1世帯当たり52万円（平成25年度基準））

○応急修理を受けるためには、応急仮設住宅を利用しないことが条件とされている。

○修理戸数は市町ごとの半壊及び半焼世帯数の3割以内とされている。

○応急修理により住宅確保が可能な場合には、被災者の希望を聞いたうえで、修理を優先する。

第2章 供給計画

第1節 供給可能戸数

○応急仮設住宅の建設については、協定を締結している次の団体からの意見等を基に供給可能戸数を想定する。

（一社）プレハブ建築協会（以下「プレ協」という。）

（一社）香川県建設業協会（以下「建設業協会」という。）

（一社）全国木造建設事業協会（以下「全木協」という。）

○プレ協の供給可能戸数は、四国ブロック全体での供給可能限度戸数の1/4程度を本県の戸数と

想定する。

○民間賃貸住宅については、(公社)香川県宅地建物取引業協会の意見を踏まえて推計した現時点での数値である。

○公営住宅は、阪神・淡路大震災や東日本大震災における実績をもとに推計している。

○阪神・淡路大震災や東日本大震災規模の災害においては、災害発生後最長で概ね6ヶ月以内に建設することが一つの目安とされており、仮設住宅供与の要請を受けてから6ヶ月以内に供給できる最大の想定供給可能戸数は下表のとおりである。(インフラ等の被害による制約がないものとして推計)

【供給可能戸数】

	団体等	1ヶ月以内	2ヶ月以内累積	3ヶ月以内累積	6ヶ月以内累積
建設	プレ協	(2,500戸/4県) 600戸	(8,000戸/4県) 2,000戸	(20,000戸/4県) 5,000戸	(45,000戸/4県) 10,000戸
	建設業協会	0戸	200戸	400戸	1,000戸
	全木協	0戸	500戸	1,000戸	2,500戸
	小計	600戸	2,700戸	6,400戸	13,500戸
民間賃貸		500戸	1,000戸	1,500戸	1,500戸
公営住宅		150戸	200戸	300戸	300戸
合 計		1,250戸	3,900戸	8,200戸	15,300戸

※これら以外に県内建設業者に広く公募する方式もある。

※東日本大震災の実績では、応急仮設住宅の建設によるものより、民間賃貸住宅の借上げや公営住宅の使用許可によるものの方が多かった。

【供給の基本的な考え方】

○災害発生後早い段階で供与できるのは、公営住宅と民間賃貸住宅である。

○したがって、まずは、公営住宅の空室の活用が可能な場合には、それを優先する。

○また、被災者が民間賃貸住宅を希望し、借上げが可能な場合には、それを優先する。

○ただし、借上げの住宅は、被災地に近接した地域で供与することが困難な場合があり、応急仮設住宅の建設についても、早期の段階で検討を進めることとする。

【時系列での考え方】

○応急仮設住宅の建設のうち、「プレ協」は、一定戸数までは解体処分負担のないリース物件での対応が可能であり、初動が早く、工期も短いことから、最も早い場合には1ヶ月以内での供給が可能と想定される。

○したがって、1,250戸までは、「プレ協」のリース物件と、民間賃貸住宅の借上げと公営住宅の使用許可で、1ヶ月以内に供給可能と想定されるが、被災地域の状況等により、「建設業協会」「全木協」への要請も検討する。

○3,900戸までは、民間賃貸と公営住宅、さらには、「プレ協」のリース物件、「建設業協会」と「全木協」による木造仮設住宅で、災害発生後2ヶ月以内に供給可能と想定される。

○15,000戸を超える供給には、6ヶ月以上を要するので、他県の民間賃貸住宅の活用について、

協力要請の検討が必要となる。

○また、協定を締結した団体による供給だけでは不足する場合には、公募方式で県内建設業者に発注することも想定される。

第2節 被害想定に基づく必要戸数の推計

○応急仮設住宅を供給すべき必要戸数を推計するに当たって、本県では、平成26年3月に発表した「香川県地震・津波被害想定(第四次公表)」をもとに検討する。

○また、推計方法としては、国から示された「応急仮設住宅建設必携」(中間とりまとめ)の住家被害に基づく方法により行うこととし、同必携によると、過去の大地震における応急仮設住宅供給戸数の実績は、次表のとおりである。

住家被害と応急仮設住宅供給戸数の状況

(応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ 国土交通省住宅局作成)より抜粋(平成24年4月19日時点)

		阪神・淡路大震災 (H7. 1. 17)	新潟県中越地震 (H16. 10. 23)	東日本大震災 (H23. 3. 11)	
				福島県以外(※6)	
住家被害	全壊	104,906棟(※1)	3,175棟(※2)	129,479戸(※3)	108,925戸(※3)
	半壊	144,274棟(※1)	13,810棟(※2)	256,077戸(※3)	189,126戸(※3)
	①合計	249,180棟	16,985棟	385,556戸	298,051戸
応急仮設住宅	応急仮設住宅 (建設分)	48,300戸	3,460戸	53,516戸	36,394戸(※4)
	応急仮設住宅 (みなし仮設住宅)	139戸	174戸	68,334戸	42,869戸(※5)
	②合計 (建設+みなし)	48,439戸	3,634戸	121,850戸	79,263戸
住家被害に対する応急仮設住宅供給の割合(②÷①)		19.4%	21.4%	31.6%	26.6%

(※1) 阪神・淡路大震災について(確定版)消防庁(H18. 5. 19)

(※2) 平成16年(2004年)新潟県中越地震(確定版)消防庁(H21. 10. 21)

(※3) 警察庁発表(H24. 4. 18現在)

(※4) 平成24年4月2日時点の必要戸数

(※5) 平成24年4月17日時点

(※6) 福島県では、福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域、計画的避難区域等からの避難者のための応急仮設住宅も供給されていることを勘案し、福島県分を除いて算定。

○阪神・淡路大震災、新潟県中越地震では、全・半壊戸数の2割程度が供給されていることから、本県の応急仮設住宅の必要戸数は全・半壊戸数の2割と想定する。

※災害救助法では「災害時に住家が全壊・全焼・流出し、居住するため住家が無い者等で、自らの資力では住家を得る事ができない者」に供与される住宅と原則されるが、東日本大震災規模の大規模災害の場合を想定し、半壊等でも希望者には応急仮設に入居できる弾力運用が図られることを前提としている。

(東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について(その5) 平成23年4月4日厚生労働省社会・援護局総務課長通知)

○「香川県地震・津波被害想定(第四次公表)」によれば、南海トラフの発生頻度の高い地震において、香川県全体で約15,000棟の住宅が全・半壊すると想定されている。

○これに対して、供給すべき応急仮設住宅の必要戸数は、 $15,000 \times 20\% \approx 3,000$ 戸と推計され、前述

の供給可能戸数の計画によると、２ヶ月程度で供給可能と見込まれる。

香川県地震津波被害想定（平成２６年３月３１日：第四次公表）に基づく応急仮設住宅の必要戸数の推計

	住宅棟数	全壊・半壊棟数	応急仮設住宅 必要戸数
高松市	109,070	4,470	894
丸亀市	35,772	412	82
坂出市	18,133	1,367	273
善通寺市	12,527	48	10
観音寺市	25,083	756	151
さぬき市	20,186	2,701	540
東かがわ市	14,224	2,490	498
三豊市	36,548	982	196
土庄町	7,294	350	70
小豆島町	8,041	525	105
三木町	11,087	462	92
直島町	1,127	66	13
宇多津町	3,599	83	17
綾川町	11,166	40	8
琴平町	4,431	10	2
多度津町	9,900	214	43
まんのう町	9,129	18	4
香川県計	337,317	14,994	2,998

15-7 応急仮設住宅建設候補地
(市管理地)

候補地名称	所在地	敷地面積 (㎡)	想定戸数 (戸)	備 考
津田総合公園 野球場	津田町津田 2020 番地	2,311	23	
みろく自然公園 野球場	大川町富田中 3286 番地	1,643	16	
みろく自然公園 球技場	大川町富田中 3286 番地	1,152	11	
志度総合運動公園	鴨庄 4305 番地 1	1,864	18	
志度幼稚園	志度 3726 番地 1	446	4	
シーサイドコリドール内 球技場	小田 2671 番地 88	744	7	
大串公園線沿いテニス場前 多目的広場	小田 2671 番地 75	342	3	
長尾総合公園 野球場	長尾東 2450 番地	2,351	23	
長尾総合公園 多目的広場	長尾東 2450 番地	1,033	10	
下所運動広場	造田是弘 262 番地 1	284	2	
合 計		12,170	117	

15-8 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

平成29年4月1日現在

No.	拠点名称	所在地	管理者	対象
1	志度総合運動公園野球場	さぬき市鴨庄	香川県造園協同組合	警察
2	長尾総合公園野球場	さぬき市長尾東	香川県造園協同組合	警察・消防・自衛隊
3	津田総合公園野球場	さぬき市津田町津田	香川県造園協同組合	警察
4	みろく自然公園みろく野球場	さぬき市大川町富田中	さぬき市	警察・消防
5	みろく自然公園みろく球技場	さぬき市大川町富田中	さぬき市	警察・消防
6	野間田運動広場	さぬき市造田野間田	さぬき市教育委員会	警察・自衛隊
7	石田運動広場	さぬき市寒川町石田東	さぬき市教育委員会	警察
8	神前運動広場	さぬき市寒川町神前	さぬき市教育委員会	警察
9	伊勢運動広場	さぬき市寒川町石田西	さぬき市教育委員会	警察
10	下所運動広場	さぬき市造田是弘	さぬき市教育委員会	警察

15-9 自主防災組織の現状

平成31年4月1日現在

	自治会数	自主防災組織数	世帯数	自主防災組織 カバー世帯数	カバー率 (%)
さぬき市	371	258	20,851	18,423	88.36
津田	38	31	2,824	2,481	87.85
津田	19	15	1,825	1,565	85.75
北山	5	5	108	108	100.00
鶴羽	14	11	891	808	90.68
大川	53	32	2,323	1,848	79.55
富田	27	17	1,500	1,272	84.80
松尾	26	15	823	576	69.99
志度	98	79	8,470	8,020	94.69
志度	30	24	5,293	4,584	91.50
末	3	3	140	140	100.00
鴨庄	22	19	1,674	1,674	100.00
小田	15	10	879	484	100.00
鴨部	28	23	484	879	100.00
寒川	51	39	2,088	1,741	95.03
石田	32	26	1,448	1,448	100.00
神前	19	13	664	559	84.19
長尾	131	77	5,122	4,067	79.40
長尾	78	41	3,071	2,079	67.70
造田	35	30	1,709	1,709	100.00
前山	6	2	142	79	55.63
多和	12	4	200	200	100.00

第1章 計画策定の目的と方針

1 計画の必要性

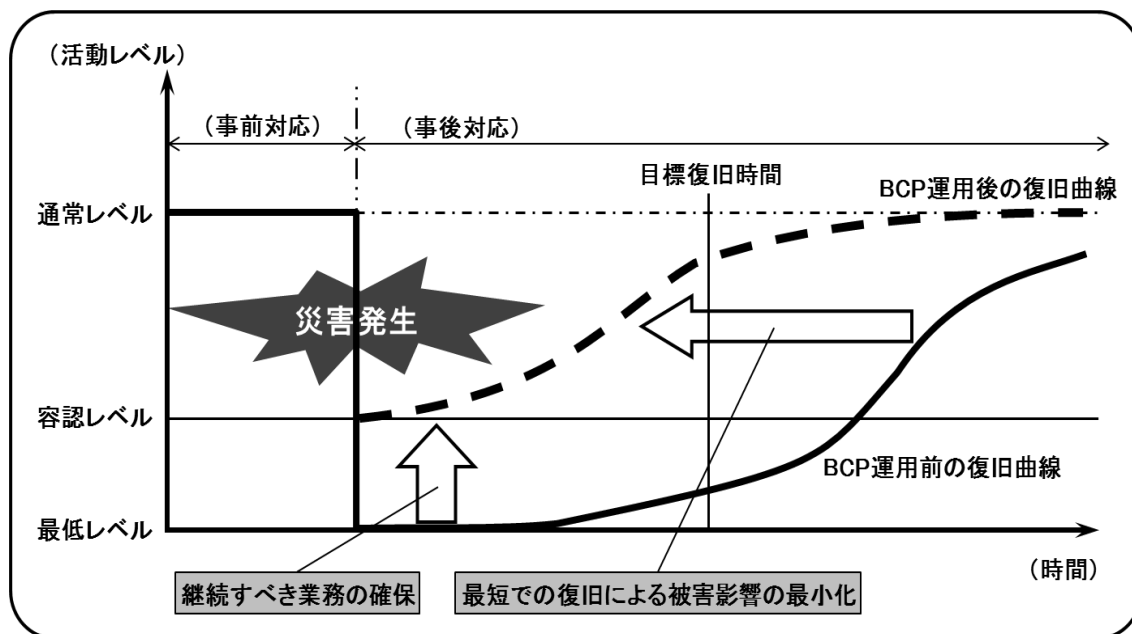
大規模な地震や津波が発生したとき、市は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を有している。これらの災害対応業務や市民生活に必要な通常業務が迅速かつ的確に行われない場合、震災による被害が拡大するとともに、市民の生活に支障が生じるおそれがある。

また、東日本大震災では、業務の継続に支障が生じる庁舎の被災や停電等の事例等も見受けられ、南海トラフを震源とする巨大地震が発生した際には行政自体も被災し、ヒト、モノ、情報、ライフライン等利用できる資源に大きな制限を受けるおそれが高い。

このように、業務遂行能力が低下した状況下においても、行政として必要な業務資源を確保し、災害応急・復旧業務を実施しつつ、発災時においても中断することのできない通常業務については、一定水準を確保する必要がある。

2 計画策定の目的及び業務継続方針

本計画は、前述の認識を踏まえ、市民の生命・身体・財産を守るために行政機能の継続又は早期回復を図ること、そのための業務継続体制の整備を図ることを目的として策定するものである。また、発災時には、非常時優先業務の実施に職員その他の必要資源を集中的に投入することにより、これらの業務を優先的に執行するために策定するものである。



本計画による業務継続方針は下記のとおりとする。

- ① 非常時優先業務を優先的に実施する。
- ② 非常時優先業務に必要な人員、資源の確保、配分は全庁的に調整を行う。

3 計画の位置付け

災害時の具体的対応については、さぬき市地域防災計画や各種災害対応マニュアル等に基づいて、実施することとしているが、本計画は、ヒト、モノ、情報、ライフライン等利用できる資源に制限が生じた状況下で、非常時優先業務の継続を確保するためのものである。

なお、本計画と地域防災計画との相違点については次のとおりとなっている。

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の飲料水・食料の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

出典：「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（内閣府 平成 22 年）

※非常時優先業務とは、災害時に優先的に実施する業務で、応急対策業務と通常継続業務とがある。（後述）

第2章 業務継続体制の検討

1 計画の対象及び実施体制

(1) 対象組織

本計画は、次の組織が所管する業務及び当該組織に所属する職員を対象とする。

- ① 総務部
- ② 市民部
- ③ 健康福祉部
- ④ 建設経済部
- ⑤ 会計課
- ⑥ 教育委員会事務局
- ⑦ 選挙管理委員会事務局
- ⑧ 監査委員事務局
- ⑨ 農業委員会事務局
- ⑩ 固定資産評価審査委員会事務局
- ⑪ 議会事務局

(2) 非常時の業務継続体制

市内で震度6弱以上の揺れを観測したとき又は香川県に大津波警報若しくは津波警報が発表されたときは、「さぬき市地域防災計画【地震・津波対策編】」に基づき、下記のとおり
の体制をとることとなっている。

① 災害対策本部の設置

地震発生とともに災害対策本部を自動設置し、全庁体制で対応する。

災害対策本部の設置場所、組織編制、通知等の事項については「さぬき市地域防災計画【地震・津波対策編】」第3章第1節に規定しているとおりとする。

② 職員の動員体制

ア 第3次配備とし、全所属の全職員が対応に当たる。

イ 勤務時間内に地震が発生した場合は、危機管理課長が館内放送により（本庁以外の庁舎や館内放送が使用できない場合は、電話や防災行政無線により主管課等を通じて）、地震発生を伝達するので、所属長は、職員を非常時優先業務に従事させる。

来庁者がいる場合は、身を守る安全行動を指示し、来庁者の安全確保を行う。

なお、職員は必ずしも家族の保護や安否確認のため帰宅できるとは限らないことから、日頃から避難方法や災害用伝言ダイヤルの活用方法の確認等、家族との十分な話し合いをしておくものとする。

ウ 勤務時間外に地震が発生した場合は、各職員は、テレビ、ラジオ等の報道で市内の震度等の情報を確認し、各自の勤務場所やあらかじめ定められた参集場所に自主登庁するものとする。

大規模災害時には、通信回線の障害等により電話が不通となる可能性があり、また、使用可能であっても、通信が制限され、電話も通じにくくなることから、市職員の安否確認は、所属からは基本的に行わない。職員は本計画等に基づき、自主的に登庁することを基本とし、何らかの理由で登庁できない場合は、通信手段が回復してから、職員が所属長に連絡することとする。

また、道路の破損や液状化等により勤務場所やあらかじめ定められた参集場所までの参集が困難な場合は、最寄りの庁舎まで登庁し、災害対策本部所属班長等の指示に従うものとする。

なお、登庁途中で建物、道路、橋などの被害状況を把握した場合は、登庁後、速やかに災害対策本部に報告する。

エ 職員は、勤務場所にも最寄りの庁舎にも参集することが困難な場合は、所属からの連絡が取れるよう留意し、自宅周辺の状況把握や、救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域活動に積極的に参画するものとする。

2 想定地震

本計画で想定する地震は、香川県地震・津波被害想定調査における南海トラフを震源とする地震のうち、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす「最大クラス」の地震・津波とする。

香川県が調査し、公表している「香川県地震・津波被害想定調査」による、市内の被害想定は次のとおりとなっている。

【市内の南海トラフを震源とする地震（最大クラス）の被害想定】

項 目			概 要
条 件	震源域		南海トラフ
	マグニチュード	(強震断層域)	Mw9.0 (※)
		(津波断層域)	Mw9.1 (※)
現象の予測	震度分布		5強～6強
	液状化		市内の平野部の危険度が高い
	津波	(最高津波水位)	3.8m
		(浸水面積)	528ha
建物被害	全壊	揺れによる被害	1,000棟
		液状化による被害	290棟
		津波による被害	470棟
		急傾斜地崩壊による被害	20棟
		地震火災による被害	240棟
人的被害	死者数	建物倒壊	60人
		津波	1,100人
		急傾斜地崩壊	微少
		火災	微少
	負傷者数	建物倒壊	820人
		津波	340人
		急傾斜地崩壊	微少
		火災	微少

ライフライン被害	上水道	(断水人口)	39,000人 (77%)
	下水道	(支障人口)	14,000人 (47%)
	電力	(停電軒数)	30,000軒 (99%)
	通信	(不通回線数)	14,000回線 (80%)
交通施設被害	道路(緊急輸送道路)被害		被害箇所50箇所
	鉄道被害		被害箇所40箇所
	港湾(防災機能強化港)被害		微少
生活への影響	避難者	避難所避難者	7,200人
		避難所外避難者	4,800人
災害廃棄物	災害廃棄物(災害廃棄物量)		102,000トン
	津波堆積物(津波堆積物量)		182,000トン ～291,000トン
その他	エレベーターの停止		停止数40棟
	危険物	火災	微少
		流出	微少
		破損等	微少

注) 建物被害は冬の18時、人的被害は冬の深夜の時間帯の被害

※Mw：モーメントマグニチュード

3 非常時優先業務

(1) 非常時優先業務の選定

非常時優先業務とは、大規模災害時においても優先的に実施する業務のことで、「応急対策業務」と「通常継続業務」の2種類ある。

非常時優先業務については、発災後の資源が著しく不足して混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が軌道に乗ると考えられる期間に市役所として取り組むべき業務を選定する。

「応急対策業務」は、地震で発生した被害に対して、早急に必要な業務を、「通常継続業務」は、社会機能を維持するために必要な業務や中断した場合に市民生活に多大な影響を与えるような業務を通常業務の中から、それぞれ各部局において選定し、業務開始目標時間を設定することにより、優先順位付けを行うものとする。

(2) 業務開始目標時間の設定

業務開始目標時間とは、非常時優先業務の開始を目標とする時期であり、地域社会への影響がより重大化するまでに非常時優先業務を開始することが求められる。

非常時優先業務の実施に当たっては、業務開始目標時間を共有して、迅速な意思決定を行う必要があることから、業務開始目標時間は、「1時間以内、3時間以内、12時間以内、1日以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1か月以内」と細分化して設定する。

各部局の「応急対策業務」及び「通常継続業務」の業務開始目標時間は、別紙「非常時優先業務一覧」のとおりである。

4 必要資源に関する現状と対応

(1) 職員

香川県地震・津波被害想定調査や職員の通勤距離より算定した勤務時間内及び夜間・休日等の勤務時間外に地震・津波が発生した場合の経過時間毎における参集可能職員の総数と割合は、下記のとおりである。

(経過時間毎における参集可能職員総数及び割合)

経過時間 発災時間		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
勤務時間内	人数	221人	397人	397人	397人	397人	397人	397人
	割合	53%	96%	96%	96%	96%	96%	96%
勤務時間外	人数	48人	167人	234人	343人	389人	397人	397人
	割合	11%	40%	57%	83%	94%	96%	96%

※災害時の職員参集手段等調査（令和元年6月実施）に基づく。

対象職員は全ての正規職員と常勤の臨時職員のうち、1日の勤務時間が7時間30分以上の臨時職員又は期間業務職員（6月以上任用）及び嘱託職員としており、414人となっている。

勤務時間内において、津波浸水想定区域内の本庁及び津田庁舎勤務者については、それぞれ代替拠点施設である寒川庁舎及び大川農村環境改善センターまでの移動時間を考慮している。

「香川県地震・津波被害想定調査」によると、さぬき市における死者及び負傷者数の合計割合は人口の約4%となっていることから、職員についても $[414人 \times 4\% \approx 17人]$ が死傷等により1か月を経過しても出勤できないものとする。

時間経過毎における参集可能職員総数及び割合を考慮した上で非常時優先業務の実施を所属ごとに検討した場合、職員数が不足するおそれのある所属があるため、発災時には、災害対策本部総括班が職員の参集状況及び各部局からの人員要請をもとに、職員配置を検討・実施する。

また、長期間の対応が必要となる所属においては、業務の継続実施を可能とするための環境整備を行うとともに、速やかに職員を交代制にすることを検討する。検討に当たっては、職員の健康管理や、特定の職員が長時間の勤務とならないように努める。

(2) 庁舎

① 現状

本庁舎（平成12年建築）は昭和56年に改定された耐震基準で建築された庁舎であるため、建物自体に大きな影響はないものの、津波により1階及び2階においては甚大な被害が予想される。

寒川庁舎（平成30年建築）は、津波等により本庁舎が被災し、使用できない場合の代替拠点施設となるが、液状化危険度Aのエリアに位置しており、建物そのものに

大きな影響がない場合でも周辺道路等が被災し、使用できないおそれがあることも想定しておく必要がある。

教育委員会事務局がある津田庁舎（昭和42年建築）については、耐震性を有していないことから、建物自体の倒壊により、非常時優先業務を行えない所属が発生することを想定しておく必要がある。

② 対応

地震や津波等により本庁舎が使用できない場合においては、代替拠点施設である寒川庁舎を使用するものとする。周辺道路の液状化等により寒川庁舎も使用できない場合においては、志度東体育館やその他の公共施設を使用するものとする。

また、教育委員会事務局においては、津田庁舎が使用できない場合は、大川農村環境改善センターを代替拠点施設として使用するものとする。

（3）電力

① 現状

被災により電力会社からの電力供給が停止する場合には、発災後1日以上を経過した後に電力会社による復旧活動が開始されると想定されていることから、数日間は電力供給が停止する可能性がある。電力供給が再開するまでは、本庁及び寒川庁舎においては停電後直ちに非常用発電機が起動し、電力供給を継続する。非常用発電機での稼働時間は、燃料満タンで100%負荷運転の場合、本庁では11時間、寒川庁舎では72時間となっているものの、限られた箇所のための電力供給となっており、非常時優先業務の実施に支障が生じるおそれがある。

また、その他の施設においては非常用発電機がないため、電力供給が停止した場合は電力を使用できないこととなる。

② 対応

非常用発電機の運転時間には限りがあるため、震災発生後において速やかに燃料を確保するほか、運転時間を極力延ばすために稼働機器を必要最低限にする。

また、電力供給設備の早期復旧のため、災害時の協力に関する協定書を四国電力株式会社と締結しているものの、復旧までに数日程度の時間を要することから、非常用電源として発電機を準備し、情報収集や連絡手段等の業務を行うために最低限必要な電力を確保する。

（4）通信（防災行政無線・電話）

① 現状

ア 市防災行政無線

市と防災関係機関（県、消防等）を結ぶ市防災行政無線については、無停電電源装置及び非常用発電機により停電時の対応が取られているが、燃料の関係から稼働時間には限りがある。また、障害が発生したときに備え、所定の業者と保守契約を締結している。

イ 県防災行政無線

市と香川県庁や県の関係機関等との通信手段として整備されている県防災行政無線においても同様に停電時の対応が取られている。また、県が所定の業者と保守契約を締結している。なお、令和元年度において県防災行政無線の受信機等を寒川庁

舎に増設している。

ウ 電話

市及び県防災行政無線で結ばれていない関係機関や民間団体との連絡に不可欠な災害用優先電話は一定数を確保しており、停電時においても非常用電源から電力供給されるが、電柱の倒壊による通信ケーブルの断線等により不通となる可能性がある。

また、本庁舎において現在使用している電話交換機は、1階に設置されており、被災によって使用できなくなる可能性がある。

② 対応

ア 市防災行政無線

市防災行政無線に障害が発生した場合には、保守契約に基づき、速やかに復旧対応を行う。復旧するまでの間は、災害時優先電話等を利用して、関係機関等と連絡をとる。また、速やかに非常用発電機の燃料を確保する。

イ 県防災行政無線

県防災行政無線に障害が発生した場合には、県に報告し、復旧対応を依頼する。

ウ 電話

断線等による通信障害が発生した場合には、復旧までの間は防災行政無線等の他の通信手段により情報伝達を行うものとする。

また、本庁舎の電話交換機においては、設置場所を検討する必要がある。

(5) 情報システム

① 現状

市の住民情報（住民基本台帳・税）システム、戸籍システム、総合福祉（医療費助成・児童手当・児童扶養手当・障害者福祉・高齢者福祉・健康管理）システムについては、本市単独でクラウド化を実施している。これらのクラウドサービスを提供するデータセンターは、県外の民間企業により運営されており、「日本データセンター協会」が制定する「データセンター・ファシリティ・スタンダード」において最高レベルの信頼性を持つ施設であると評価されている。また、市とデータセンター間は、セキュリティを考慮し専用回線で接続しており、かつ接続の信頼性を確保するため専用線と専用副回線で冗長化している。さらに災害時等の早期復旧のため、これらの回線業者は、専用線、専用副回線を別業者としている。その他の市の重要システム（家屋評価システム・総合滞納管理システム・住民税申告支援システム等の税の一部業務システム、介護保険システム・後期高齢者医療システム等の福祉関連業務システム、住民基本台帳ネットワークシステム、グループウェアシステム、ファイルサーバ、財務会計システム等）は、本庁舎電算室にサーバを設置し、日次でのデータバックアップを行っており、万一、システム障害によりデータが破損・消失した場合にも復元することができる。しかし、当該システムが稼働する基盤となるネットワーク機器（LAN）の一部については、無停電電源装置及び自家発電装置による給電が実施されないため、長時間の停電等の緊急時における窓口業務の停止が懸念される。

② 対応

本庁舎の立地条件を考慮し、今後は災害時等における重要システムのデータ保全のため、稼働環境のクラウド化、又はASP（アプリケーションサービスプロバイダ）

を積極的に活用することとする。なお、災害時等の不測の事態に際し、本庁舎電算室にサーバを設置する重要システムについては各々の復旧優先度に応じた復旧行動を実施する。また、クラウド化およびASPにより運用する重要システムについては、市とデータセンター間、本庁舎と出先機関間を接続する通信回線の疎通状況を回線業者に随時確認し、復旧優先度に応じた復旧行動を実施する。

(6) 執務環境等

① 現状

ア 執務室

執務室内については、ロッカーやキャビネットに転倒防止器具等を使用する等の対策を講じている。

イ 消耗品等

非常時優先業務の実施には、コピー用紙やトナー、事務用品などの消耗品が必要となるが、物流の停滞により、新たな調達が困難となることが想定される。

ウ トイレ、飲料水、食料

上水道については、それぞれの庁舎等において給水がしばらく停止する可能性がある。

トイレについては、給水の停止、停電、下水道設備の被災等により使用できない可能性がある。

② 対応

ア 執務室

執務室の模様替え等においても引き続き転倒防止対策等が講じられるよう啓発する。

イ 消耗品等

非常時優先業務の実施に必要な消耗品を常時補充しておく。

ウ トイレ、飲料水、食料

職員は、自らの当初3日分の飲料水、食料、災害応急物品の常時備蓄に努め、発災時は各自が持参するものとするが、勤務時間内に発災した場合は持参することができないため、職員共済会において、一定数の職員用の飲料水や食料の備蓄を進めている。

また、トイレについては簡易トイレやトイレ用凝固剤など、既存トイレ設備が使用できない場合に対応するための職員用備蓄を進める必要がある。

第3章 業務継続体制の向上

1 職員への教育・訓練

(1) 計画の各職員への周知

南海トラフを震源とする地震・津波が発生した際には、本計画に従って、通常業務から非常時優先業務へ円滑に移行しなければならず、全ての職員に本計画を十分周知しておくことが必要となる。

このため、本計画をイントラネットで掲示し、また、人事異動などの機会を通じて職員参集予測の見直しや非常時優先業務の周知を行うなど、職員の理解を深めるものとする。

(2) 訓練の実施

職員の対応能力の向上を図るとともに、本業務継続計画の実効性を確認するために、各種訓練の実施に努めるものとする。

(3) 各職員への震災への備えの徹底

地震の発生時間にかかわらず、職員又は家族が自宅では何らかの被害を受けるおそれがある。そこで、自宅の安全性を高めておくとともに、職員が安心して非常時優先業務に従事できるよう家族の安否確認の手段を周知しておくことも重要である。

このようなことから、今後、職員に対して、次のような震災対策に取り組むよう呼びかけていくこととする。

① 自宅の耐震化

自宅が昭和56年5月以前に建てられている場合は、住宅の耐震補助制度を活用して耐震診断・耐震改修を行うなどにより、自宅の耐震性の確保に努める。

耐震化に関する相談は、建設経済部都市整備課で対応する。

② 家具の固定化

寝室や避難路を中心に、タンスや大型テレビなど、転倒すると身体や生命に危険のある家具を固定し、家具の転倒を防止する。

③ 非常持出袋及び非常備蓄品の準備

発災時に最初に持ち出す「非常持出袋」と災害から復旧するまでの数日間を支える「非常備蓄品」を準備し、県民防災週間（毎年7月15日から21日まで）などの機会に年1回は必ず点検する。

④ 災害用伝言ダイヤルの活用

南海トラフを震源とする地震・津波が発生した場合に、家族の安否確認ができるよう、あらかじめ災害用伝言ダイヤルの利用方法について確認しておく。

2 計画の見直し

本計画は、全庁挙げての取組みであることから、さぬき市業務継続計画検討協議会等を設置の上、訓練等により把握された問題点、本庁舎及びその施設・設備等の整備状況、本市、香川県等の知見等を踏まえ、Plan（計画の策定）、Do（訓練等の実施）、Check（検証の実施）、Action（計画の見直し）といった「PDCAサイクル」を通じて、計画の持続的見直しを行うものとする。

参考資料（略）

非常時優先業務一覧（略）